

2023年5月24日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府関連労働組合連合会
執行委員長 北川 美千代

「特殊勤務手当(防疫等作業手当)の特例について」の 提案に対する府労組連の回答

5月12日に提案のあった「特殊勤務手当(防疫等作業手当)の特例について」は、国の取扱いを踏まえ、大阪府においても特定新型インフルエンザ等に対応する業務を行ったときに手当が支給できるように新たな規定を追加するというものであり、了解します。

対象業務は「特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等で、政府対策本部が設置されたもの)から府民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務」とし、支給額は「1500円を超えない範囲内」としていますが、具体的な対象業務や支給額については、現段階では未定、国等の状況を踏まえて検討するとしています。

そもそも、保健所等の業務は、国家公務員には該当のない業務であり、国準拠ではなく、保健所など第一線で府民に対応している実態を踏まえた対象業務や支給額にすべきです。また、政府対策本部が設置されなくとも、府民の生命及び健康を保護するための業務に従事することも想定されます。

以上の点を踏まえ、具体的な対象業務や支給額について、十分な労使協議を行うよう求めます。

以上